

高校生等奨学給付金(私立)

令和8年度 新入生に対する一部前倒し給付

前倒し
【県内】

制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、対象世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

通常の申請時期に先立ち、希望する新入生の保護者の方に対し、前倒し給付（4月～6月分（年額の四分の一）を先に給付）を行います。

対象となる方

令和8年4月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和8年4月1日現在で保護者等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯、保護者等全員の令和7年度の住民税所得割が非課税の世帯又は前倒し給付額記載区分③④に該当する世帯

今回前倒し給付を申請される方で、残りの月数（7月～3月の9か月）分の給付を希望される方は、通常分に再度申請が必要となります。なお、通常の給付金においても給付対象となる方でお急ぎでない方は、通常の申請時に1回だけ申請することも可能です。

前倒し給付額

（年額の四分の一の額）（【】は年額）

区分	給付額
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	13,150円 【52,600円】
② 非課税世帯	38,000円 【152,000円】
③ 住民税所得割合算額が105,500円未満の世帯	12,667円 【50,670円】
④ 住民税所得割合算額が182,500円未満の世帯	9,500円 【38,000円】

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象です。

※支給時期は9月末頃を予定しています。

学校へ提出する書類

7月8日までに申請書類一式を学校へ提出してください。

区分	添付書類
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	<ul style="list-style-type: none">・申請書・生業扶助を受給中であることを証明する証明書又は個人番号カード(写)等貼付台紙(生徒本人の個人番号カードの写し等を貼付) <p>※ただし、県内の町村から生活保護を受給している場合や外国人の場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙ではなく生業扶助を受給中であることを証明する証明書を提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・高等学校等就学支援金等の支給決定通知の写し又は生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 <p>例：住民票（原本／本年4月1日以降発行／個人番号が記載されていないもの）、特別永住者証明書または在留カードのコピー</p>
② 非課税世帯 ③ 住民税所得割合算額が105,500円未満の世帯 ④ 住民税所得割合算額が182,500円未満の世帯	<ul style="list-style-type: none">・申請書・所得に関する書類(令和7年度の道府県住民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類)・高等学校等就学支援金等の支給決定通知の写し又は生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 <p>例：住民票（原本／本年4月1日以降発行／個人番号が記載されていないもの）、特別永住者証明書または在留カードのコピー</p>

